

7 輸 国 第 4955 号

関税割当公表第81号の2

令和8年度のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和8年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 でん粉等（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号に規定するもの）

2 用途及び割当数量

(1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第35.05項に掲げるものに限る。）を除く。）の製造に使用するものをいう。）

91,900トン

(2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、  
ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。）

59,800トン

(3) グルタミン酸ソーダ等（グルタミン酸ソーダ又は5' ヌクレオタイドの  
製造に使用するものをいう。）用

2,500トン

(4) 沖縄特別割当用

400トン

(5) その他用

7,800トン

合計割当数量

162,400トン

3 通関期限 令和9年3月31日

## 第2 第2次公表

関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定めるでん粉等の数量と第1の2の割当数量との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和8年度の割当て以降、令和8年9月10日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

## 第3 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度のでん粉等の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第81号）によるものとする。